

クレームから考える  
患者視点の  
診療所のづくり方



第5回  
河合吾郎

河合医療福祉法務事務所  
医療経営士3級

患者情報とお金の取り扱いは  
小さなミスでも信用に響く

クレームファイル①  
混雑時に似た名前の  
患者の保険証を取り違え

A診療所は地方都市の郊外に位置し、公共交通機関は少なく車で来院する患者が大半だ。鈴木○紀さん(仮称)は、以前は自宅がA診療所から近く歩いて通える距離だったが、車で20分程度の距離に引っ越した。ただ、鈴木○紀さんは長年A診療所に通院し院長を慕っていたため、引っ越し後もA診療所を受診していた。

あるとき、鈴木○紀さんが体調を崩しA診療所を受診した日は、連休明けの火曜日だった。

ともあり大混雑していた。久しぶりの受診だったため受付で保険証を提出後、検温、問診まで済ませた段階で、すでに15分ほど経過していた。

A診療所では、受付で保険証を預かり、「患者フォルダ」に診察券・問診票(保険証など)と一緒に入れて診察室へ回していた。診察後、院外処方せんや紹介状を「患者フォルダ」に一緒に入れて戻し、会計後に受付でまとめて返却・受け渡しする。

診察後、鈴木○紀さんが会計待ちする間に1時間以上経ち、会計カウンターには会計待ちの「患者フォルダ」が山積みになっていた。ようやく名前が呼ばれ、保険証と院外処方せんを受け取

り、鈴木○紀さんは帰宅した。自宅近くの調剤薬局に寄ろうと思いつき、A診療所の隣のB薬局に行かなかった。

一方、同じ時間帯に鈴木×紀さん(仮称)もA診療所で診察を受け、保険証と院外処方せんを受け取った。鈴木×紀さんはB薬局に処方せんと保険証を提示した。しかし、保険証は、鈴木○紀一名義のものだった。鈴木×紀さんは慌ててA診療所に戻り、受付で事情を説明。受付職員も急いで保険証と院外処方せんを探したが、見当たらない。鈴木×紀さんに謝罪し、一度帰宅していただいた。

その1時間後、今後は鈴木○紀さんが来院。保険証と院外処

方せんが、「鈴木×紀」名義のものだったからだ。会計まで1時間以上待たされた鈴木○紀さんは、「大事な保険証と処方せんを間違えるとは何事だ!」と、激怒。院長自ら謝罪した。

その日の夜、院内で緊急ミーティングを実施し、原因と対策を話し合った。要因としては、①大混雑で受付職員が慌ててしまい、似た名前の患者の保険証を入れ間違ってしまった。②診察後の処置等があり、診察室でクリニックがすぐに処方せんを「患者フォルダ」に入れなかった。また、処置後院外処方せんを「患者フォルダ」に入れる際、保険証の名前と一致させてしまった。③会計で保険証と処方

せんを渡す際、会計の事務職員も多忙で本人確認せず渡してしまっただけが挙げられた。

クレーム①の課題と対策

対策1  
保険証確認のルール変更

保険証を受付で確認後、すぐに患者へ返却する運用に変更。それに伴い、「患者フォルダ」を診察券のみが入るポケット付きフォルダに変更した(写真)。

対策2  
診察室での書類確認の徹底

院外処方せんが出力されたら、すぐに患者フォルダに入れるよう

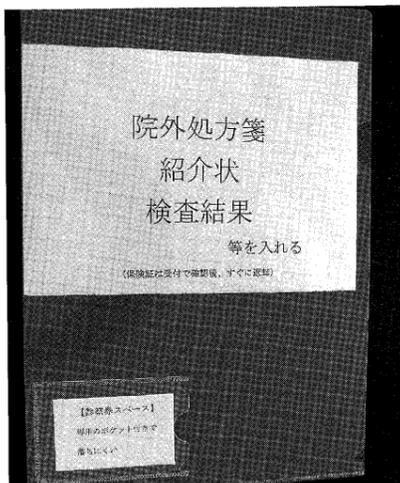


写真 改善後の「患者フォルダ」

に診察室で徹底。その際、クライアントは必ず診察券の名前と一致するか確認することとした。

対策3  
受け渡し時の最終確認

事務職員が、診察券と院外処方せん、その他書類について、患者に受け渡す際に名前がすべて一致しているか、最終確認を徹底するように周知した。

クレームファイル②

現金・クレジット決済で  
たび重なる金額ミス

C診療所の院長は、患者サービス向上への取り組みを積極的に行っている。また、内視鏡検査も行っており、患者自己負担額が少し高めだった。近年、外国人患者も少し増えていたため、患者サービス向上の一環としてクレジットカード

ド決済を取り入れようと、CA T端末を導入した。導入前には、事務職員から「端末の操作も覚えなければならぬし、業務が煩雑になるのではないかと」という心配もあったが、操作方法は簡単だったので、比較的スムーズに導入できた。

導入後の11月初旬、患者Dが初診で受診し、現金で支払った。しかし帰宅後、会計事務職員Eの算定誤りで返金があることが発覚し、その日の夜に患者Dへ電話をして、次回予約来院時に領収書の差し替えをお願いした。内視鏡検査予約日の11月末、受付の際に、前回領収書の差し替えと返金処理を行った。

そして検査終了後、会計事務職員Eが入力処理を終え、本日会計金額が確定。患者Dがクレジット決済を希望したため、預かったカードでCA T端末に会計金額を入力し、決済を確定。クレジット明細書と患者控えが出力され、患者Dの署名をもらったうえで、領収書、明細書、患者控えを渡し、患者Dは帰宅した。

しかし、その日の夜、会計事

務職員Eが別の事務職員と当日の会計締めの処理をしていると、クレジット決済金額と医療費に相違があるのを発見した。患者Dの会計処理の際、CA T端末への金額入力を誤っていたのだ。会計事務職員Eはすぐに患者Dへ連絡。来院のうえ金額の訂正をお願いした。

患者Dは、「私もクレジット明細をしっかりと確認しなかったので……」と語ってくれたが、二度の会計誤りに、C診療所への不信感を増大する結果となってしまった。

クレーム②の課題と対策

対策  
クレジット決済台帳の  
作成・ダブルチェック

クレジットカード決済台帳を作成し、「患者番号」「患者名」「請求金額」を記入。CA T端末に金額を入力する際に、レセコンから出力された金額とCA T端末への入力金額が一致しているかどうか、ほかの職員がダブルチェックしたうえで、入力者・確認者が台帳に捺印することとした。